



令和2年2月18日

担当課	人事課・教育政策課
担当者	雑賀・中村
電話	(073) 435-1019 (073) 435-1135
内線	2565・3102

職員の処分について

令和2年2月18日付けで、次のとおり懲戒処分等を行ったので公表します。

1 地域子ども会活動支援交付金（以下「交付金」という。）の不適正使用

(1) 交付金の不適正使用

- ① 処分者及び処分内容
- | | | |
|-------------------|-----|------------|
| ア 市民環境局 環境部 センター長 | 57歳 | 停職6か月 |
| イ 市民環境局 市民部 副課長 | 56歳 | 減給1/10 1か月 |

② 処分概要

- ア 職員は、平井子ども会事務局長で、市から交付される交付金を管理していたが、平成25年度から平成29年度にかけて、架空の領収書等を児童館職員に渡し、子ども会活動で適正使用したかのように装って10,171,278円を不適正に使用した。
- イ 職員は、平井子ども会副会長で、前述事務局長の不適正使用の実態を知らずながら支出に合意していた。

(2) 交付金担当課長としての責任

- ① 処分者及び処分内容 当時の青少年課長2名を訓告
- ② 処分概要
青少年課長は、平井子ども会の会長らに対し交付金の適正使用の指導を怠り、児童館専任職員の業務内容把握が不十分であった。

2 人権教育に係る講師謝金の不正支払い

(1) 不適切な部下指導

- ① 処分者及び処分内容
- | | | |
|--------------------|-----|----|
| 教育委員会事務局 教育局長 | 57歳 | 戒告 |
| 教育委員会事務局 当時の教育学習部長 | 61歳 | 訓告 |
- ② 処分概要

平成30年6月、青少年課長から「平井児童館では、人権教室等が行われていないのに講師謝金が支払われている。」等の報告を受けたが、実態を確認させる等適切な指示を怠った。
加えて、教育局長は、局内の最高責任者として業務全般を統括し、適正業務の推進を図るべきであるが、不正な講師謝金支出や不適正な交付金使用の常態化を許した。

(2) 講師謝金支払い担当課長としての責任

- ① 処分者及び処分内容 当時の生涯学習課長2名を訓告
- ② 処分概要
生涯学習課長は、実態に応じた適正な謝金を支払うべき責任があるのに果たしていなかった。

(3) 不適切な事務処理

- ① 処分者及び処分内容 当時の青少年課職員（児童館）7名を**厳重注意**
- ② 処分概要
児童館専任職員は、講師謝金の実績報告をするにあたり、架空の実績を報告した。

処分者合計 15名